

凡例＝日時／場所／対象／定員／持ち物／申込申し込み方法／料金／注意／共通事項／Eメールアドレス

附属機関の委員募集

共通事項

- 募集期間** 4月5日(金)～4月30日(火)
任期 6月1日～令和8年5月31日(2年間)
報酬 会費出席1回につき日額4,400円
申込 任意の様式に氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所・電話番号・Eメールアドレス(お持ちの方)・志望動機を明記の上、郵送・Eメールまたは窓口へ持参で申し込み。募集期間最終日の午後5時15分必着
備考 会議は平日の開催。応募多数の場合は書類選考あり。市の要綱により、委員兼務ができる附属機関数は3つ以内です

名称	健康づくり推進協議会
内容	市の健康増進・食育計画の施策の推進について審議
会議	年2回程度
対象	満18歳以上の市民
定員	2人
申・問	保健センター☎内線631 E kenko@city.ryugasaki.lg.jp

名称	文化財保護審議会	農業振興地域整備促進協議会	地域公共交通協議会
内容	文化財の保存活用について審議。指定文化財等の認定審査	農業振興地域整備計画の策定・変更および事業の実施に関する事項を調査・審議	地域公共交通計画に関することや、鉄道・バスなどの市内公共交通に関する事項の審議
会議	年2回程度	年2回程度	年3回程度
対象	満18歳以上の市民	満18歳以上の市民	満18歳以上の市民
定員	1人	2人	3人
申・問	文化・生涯学習課☎内線234 E syougai@city.ryugasaki.lg.jp	農業政策課☎内線411 E nousei@city.ryugasaki.lg.jp	都市計画課☎内線467 E toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

名称	地域福祉計画推進委員会	福祉有償運送運営協議会	高齢者福祉・介護保険事業運営協議会
内容	地域福祉計画の策定や施策の推進に関する事項の審議	福祉有償運送事業の必要性や登録・更新、適正な実施などに関する事項の審議	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定・進捗状況などについて協議
会議	年1回程度	年1回程度	年3回程度
対象	満18歳以上の市民	満18歳以上の市民	満40歳以上の市民
定員	3人	1人	3人程度
申・問	福祉総務課☎内線241 E fukushisoumu@city.ryugasaki.lg.jp	福祉総務課☎内線241 E fukushisoumu@city.ryugasaki.lg.jp	福祉総務課☎内線276 E fukushisoumu@city.ryugasaki.lg.jp

お知らせ

市民委員を募集

- 市内に1年以上在住する18歳以上の人(ただし、本市の市議会議員・職員、他の審議会などの委員は除く)。なお、子ども審議会はこの条件に加え、18歳未満の子どもがいる保護者、または30歳未満の人に限る
 ① 審議は市の規定により(介護サービス相談員は交通費のみ)支給。詳細は各二次元コード
 ② 各担当課、市民相談課、各SC・SSなどで配布する申込書(市HPからダウンロード可)と各テーマに沿った小論文(800字程度)を〒665-8665(住所不要)各担当課宛に郵送または持参。下表①②③は市HPからも応募可。申し込みは1月6日(月)～31日(金)(介護サービス相談員は24日(金))必着

募集委員	定員・任期・テーマ	問
①行政評価委員	1人。任期は委嘱日から令和10(2028)年3月31日まで。テーマ「宝塚市のまちづくりを進めていくための評価のあり方について」	企画政策課 (☎77-2001 問72-1419)
②子ども審議会委員	2人。任期は4月1日から2年間。テーマ「子どもにやさしいまちの実現に向けて」	子ども政策課 (☎77-2419 問77-2800)
③社会福祉審議会委員	2人。任期は4月1日から2年間。テーマ「これからの福祉にともめられるもの」	地域福祉課 (☎77-0653 問71-1355)
④介護サービス相談員	若干名。任期は4月1日から1年間。テーマ「高齢者が地域で安心して暮らすためには」 ⑤ 特別養護老人ホームなどを訪問し、利用者や家族からの相談に応じる。月1回の定例会や相談員養成研修などあり	介護保険課 (☎77-2136 問71-1355)

パブリック・コメント 意見募集

- 各計画についての意見を募集します。計画の募集は各担当課、市民相談課、各SC・SSなどで配布(市HPにも掲載)。詳しくは二次元コードから
市子ども計画 たからっ子「育み」プラン(案)
 ① 子どもの施策を総合的に推進するための計画案。
 募集期間は1月30日(木)まで
 〒665-8665(住所不要)子ども政策課へ
 郵送または持参。市HPから応募可
 問 同課(☎77-2419 問77-2800)
- 健康たからっ子21(第3次)案**
 ② 市民が健康で安心して暮らせる街を目指す計画案。
 募集期間は1月30日(木)まで
 〒665-0827 小浜4丁目4-1
 市立健康センターへ郵送または持参。
 市HPから応募可
 問 同センター(☎86-0056 問83-2421)

パブリック・コメント結果公表

- 第2期夢・未来 たからっ子創生総合戦略(改訂案)**
 同戦略の改訂に向け実施したパブリック・コメントの結果と、市の考え方などを公表。公表内容は企画政策課や市民相談課、各SC・SSなどで配布(市HPにも掲載)。
 ③ 公表期間は1月6日(月)～2月6日(木)
 問 企画政策課(☎77-2001 問72-1419)

閲覧

- 都市再開発方針等の変更案
 ④ 1月6日(月)～27日(月)の平日9時～17時半
 期間中、意見書を提出することができます
 問 都市計画課(☎77-2088 問74-8997)

募集します！別府市協働のまちづくり推進委員

別府市が行う協働のまちづくりに関する事項の調査やアドバイスをしていただくため、「別府市協働のまちづくり推進委員会」の委員を募集します。委員会は、今回の公募者のほかに、学識経験者、協働のまちづくりを行っている市民またはその代表者、市の職員などで構成されます。

募集人数 2人
※別府市議会議員、別府市職員は除く。

対象 20歳以上の市内在住・在勤・在学者で
年3回程度の委員会に参加できる人
※委員会は日中に市役所内で開催予定

任期 委嘱日から2年
(令和3年11月に委嘱予定)

報酬 1回の出席につき4,900円

募集期間 9月1日(水)～21日(火)

応募方法 公募委員申込書に必要事項を記入のうえ、
「協働のまちづくりをすすめるために必要なこと」をテーマにした意見を400字程度にまとめて、下記の申込先へ郵送、メールまたは直接窓口へお持ちください。
※応募書類は返却しません。

申込書 自治連携課窓口または市ホームページからダウンロードしてください。
「トップページ」→「募集」→「別府市協働のまちづくり推進委員会委員募集」

選考方法 書類審査
結果通知 10月上旬に郵送により通知



④ 自治連携課
〒874-8511
別府市上野口町1番15号
☎21-1125
✉aup-pf@city.bepu.lg.jp

当別町こども計画を 策定するにあたり 皆さんの意見を募集します

募集期間

1月11日(土)～2月10日(月)

▼閲覧場所 町ホームページ、役場1階 環境生活課窓口、ゆとろ、西当別支所、総合体育館、白樺コミュニティセンター、西当別コミュニティセンター、当別図書館
▼対象 町民、町内に事業所等を有する方・勤務する方、町内の学校に在学する方、当該計画に利害関係を有する方



町ホームページ

令和7年度を始期とする「当別町こども計画」の策定にあたり、皆さんの意見を募集します。

また、こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの意見を計画に反映するため、こどもにわかりやすい平易な言葉を使ったやさしい版も配布します。

▼提出方法 町ホームページ、郵送、FAX、メールまたは閲覧場所に設置した投函箱へ提出してください(様式は自由)。また、「当別町こども計画について」と明記し、住所、氏名、所属団体等の名称、連絡先を記載してください。なお、電話や窓口では受付できません。

▼問合せ 子ども未来課子ども係(ゆとろ内) ☎23-3024 / FAX: 25-5018 / mail: kosodate@town.tobetsu.hokkaido.jp

行政情報

富士見市役所 ☎049-251-2711 FAX049-254-2000

募 パブリックコメント(市民意見提出手続)

富士見市犯罪被害者等支援条例(案)

犯罪被害者等の支援に関する基本理念などを定め、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添った地域社会の実現を目指す条例(案)です。

募集期間 3月1日(金)～31日(日)

提出先 〒354-8511(所在地は記載不要)
富士見市役所協働推進課
FAX049-254-2000

☎ 協働推進課 ☎049-252-7121

富士見市マンション管理適正化推進計画(案)

適切なマンション管理計画の認定や、適正な管理のための指導などにより、マンション管理の適正化を推進するための計画(案)です。

募集期間 3月19日(火)まで

提出先 〒354-8511(所在地は記載不要)
富士見市役所建築指導課
FAX049-254-0210

☎ 建築指導課 ☎049-252-7127

【共通事項】

意見の提出方法 記入用紙に記入し、Web・FAX・郵送・窓口で提出してください。

条例(案)・計画(案)の閲覧と記入用紙の配布 募集期間中に、市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館で行います。

【注意事項】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。

- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 条例(案)・計画(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。